

## 人権尊重の取り組み

積水化学グループは自らの事業活動において影響を受けるすべてのひとびとの人権を擁護することを責務と認識しており、グローバル規模で、事業活動によって影響を受けるあらゆるステークホルダーの人権尊重を目指し、取り組みを促進しています。

### ▶積水化学グループ「人権方針」

[https://www.sekisui.co.jp/csr/csr\\_manage/humanrights/index.html](https://www.sekisui.co.jp/csr/csr_manage/humanrights/index.html)

### 英国現代奴隷法への対応

グループ全体で人権課題へ取り組むことの必要性を踏まえて、2019年9月に「積水化学グループ 英国現代奴隷法に関する声明」を開示しています。この声明は、英国で施行された2015年英国現代奴隷法第54条第1項に基づき、当社グループが自らおよびそのサプライチェーンにおいて奴隷労働その他の隷属状態のもとでの労働並びに人身取引が発生しないことを確保するために実施している取り組みを開示するものです。今後は、英国以外の国・地域の人権に関する法規制についても、適宜対応を行ってまいります。

### ▶英国現代奴隷法に関する声明(PDFダウンロード)

[https://www.sekisui.co.jp/csr/pdf/Modern\\_Slavery\\_Statement\\_for\\_FY2019.pdf](https://www.sekisui.co.jp/csr/pdf/Modern_Slavery_Statement_for_FY2019.pdf)

### 人権デューデリジェンス\*の仕組み構築に向けた取り組み

人権デューデリジェンスの仕組み構築に向けて、2018年11月に外部専門機関に依頼し、人権リスクアセスメントを実施しました。その結果、主に海外(中国・インド・タイ・ブラジル)において労働安全衛生等の人権リスクが潜在的に高いことが確認され、2019年2月からタイ・中国・インドのグループ会社駐在経験者および関連部署の社内関係者に第三者機関によるヒアリングを実施し、アセスメント結果との間にギャップが生じていないかを確認しました。

\*人権デューデリジェンス:自社の事業活動において、人権に負の影響を与える可能性(人権リスク)がないかを分析・評価して特定し、もし可能性があれば、その影響を防止または軽減するための仕組みをつくり、対処する継続的なプロセス。

### 主要事業における10の人権課題\*のアセスメント結果(2018年)

産業	優先国	(潜在的な)優先課題
住宅	タイ	・現代奴隷 ・労働安全衛生 ・適正賃金
自動車部品	中国 インド ブラジル タイ	・適正賃金 ・現代奴隷 ・労働安全衛生
産業別機械および製品	中国 タイ	・労働安全衛生
製菓	中国	・労働安全衛生 ・プライバシーの権利

※10の人権課題:(1)児童労働(2)適正賃金(3)適正な労働時間(4)職場における差別(5)現代奴隷(6)結社の自由と団体交渉権(7)先住民族の権利(8)土地、財産および住宅に関する権利(9)労働安全衛生(10)プライバシーの権利

ヒアリングの結果、「海外生産会社においては安全への意識が高く、安全活動が定着している」「ヒアリング対象のグループ会社においては移住労働者の使用、外国人、女性への差別は見られない」などポジティブな状況が確認できた一方、「CSR調達アンケートの実施が見られるものの、現場レベルで人権の観点からのサプライヤーチェックは行われていない」「海外生産会社の中には派遣労働者(期間工)を多数使用する工場がある」などさらなる現場状況の確認が必要とされる事案も浮かび上がりました。これを受けて、人権に関する負の影響の有無確認と、影響度の深刻さを把握することを目的に、2020年度は下記の国内事業場にて、第三者機関による従業員インタビューを行いました。

対象: 環境・ライフラインカンパニー東日本積水工業に勤務する外国籍従業員(契約社員なども含む)およびその人事労務管理担当者  
結果: 大きな人権リスクは見受けられなかったものの、工場内での案内、告知文の多言語化の必要性など、改善すべき課題が抽出されたため、フィードバック報告会を実施

今後は、課題の対処に関する追跡評価などを行うとともに、海外においても同様の人権インタビューを実施することで、人権デューデリジェンスの仕組みを構築していきます。

### サプライチェーン全体で人権問題に配慮

取引先に対しては、CSR調達を通じて人権への配慮状況を確認しています。調達基準に満たない取引先に対しては、改善の申し入れを行うとともに、その実施を取引先と協働で進めています。特に海外の取引先には、現地統括会社を通じて改善を働きかける仕組みの構築を進めています。2021年度からは、現状の直接の取引先への調達方針の確認だけでなく、2次、3次以降のサプライヤーを含むサプライチェーン全体に当社グループの方針が行きわたるような詳細な内容を落とし込んだ調達ガイドラインを作成し、それに沿って取引先への確認を行っていく予定です。さらに、人権デューデリジェンスの質の向上のために、認定されたサプライチェーン関連のイニシアチブへの署名、参加を検討していきます。

また、コンゴ民主共和国および周辺諸国で人権侵害や環境破壊などに関わる武装勢力の資金源となっている紛争鉱物問題について懸念し、CSRの観点からサプライチェーン全体にわたって紛争鉱物使用の調査を実施しています。

### ▶資料調達

<https://www.sekisui.co.jp/company/trust/suggestion/index.html>

### ハラスメントの防止を含む人権に関する研修・教育

人権に配慮した経営を行うため、従業員に対して人権をテーマとした研修や教育を行っています。特に入社や昇進などの節目に実施される研修に、強制労働、児童労働、ハラスメントなど人権に関わる問題について意識を高める内容を取り入れています。2020年度から社内イントラネットを活用した「ビジネスと人権 E-Learning」を開始し、事業活動によって影響を受けるすべてのひとびとの人権尊重を目指す姿勢の周知を進めています。また、ハラスメントの防止を目的としたハラスメント研修を毎年実施しており、2020年度は367名が受講しました。